

令和7年度 横浜市内商店会向け 商店街プレミアム付商品券支援事業 (紙の商品券・電子商品券)

物価高騰等の影響を受け、地域経済の活性化を図ることを目的として、商店会が主体となって発行する商品券事業に係る経費について補助します。

補助対象事業

「紙の商品券」

または

「電子商品券」事業



申請対象

- ・市内商店会
- ・区商店街連合会

※複数商店会での合同実施も可能
※利用可能店舗は横浜市内の店舗に限る
※予算上限に達し次第受付終了

補助限度額および補助率

利用可能店舗数に
応じて補助額が
変わります

紙の商品券 (申請受付: 令和7年4月1日～)

利用可能 店舗数	事業費 補助率	事業費 補助限度額	事務費 補助率	事務費 補助限度額
15～29店舗	10/10	200万円	3/4	35万円
30～59店舗		250万円		45万円
60店舗以上		300万円		50万円

電子商品券 (申請受付: 令和7年4月1日～)

利用可能 店舗数	事業費 補助率	事業費 補助限度額	事務費 補助率	事務費 補助限度額
60～79店舗	10/10	400万円	3/4	160万円
80店舗以上		500万円		180万円

事業費・・・商品券のプレミアム分

事務費・・・広報関係費、委託費、消耗品費など

※申請にあたっては、総会等で「利用可能店舗見込数を含む事業計画」が承認されていることを示す議事録の写しが必要です。

※電子商品券事業の場合、実績報告時に「商品券の購入・利用等の実績について記載された資料」の提出が必要です。

昨年度との変更点については？

昨年度から制度内容を変更しました

より多くの消費者の方に商品券を購入・利用いただけるよう見直しました。

1 広域電子商品券 との重複参加が 可能です!

紙の商品券事業・電子商品券事業を申請する商店会（共同参加した商店会を含む）も、広域電子商品券事業に参加することが可能です。

※電子商品券事業と広域電子商品券事業の実施時期は重ならないよう設定してください。

2 プレミアム率の 上限が変わります

	R6年度	R7年度
紙の商品券 電子商品券ともに	30%	20%

3 一人あたりの 購入上限額 が変わります

	R6年度	R7年度
紙の商品券 電子商品券ともに	50,000円	30,000円

4 【電子商品券のみ】 提出資料を 追加します

電子商品券事業を実施後、実績報告時に「商品券の購入・利用等の実績について記載された資料」の提出が必要になります。

広域電子商品券事業とは？

市内の複数の区商店街連合会が連携して実施する電子商品券事業です。

申請の条件

3区商連以上かつ利用可能店舗1,200店舗以上で申請が可能です。

事業費上限額

昨年度比2.4倍の1億2,000万円に設定しました。

詳しくは募集要領を
ご確認ください↓



横浜市
ウェブサイト



当補助金の申請にあたり、
商店会・参加店舗には
脱炭素取組宣言
を行っていただきます。

取組宣言は
こちらから

3分ほどで完了します



お問合せ先  横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488 メール：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

【注意】この事業は、令和7年度予算が市会で議決されることが条件となります。